

(別記様式第 1 号)

(様式 3)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	伊佐市

伊佐市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 : 伊佐市農政課
所 在 地 : 鹿児島県伊佐市菱刈前目 2106 番地
電 話 番 号 : 0995-23-1311
F A X 番 号 : 0995-26-1202
メールアドレス : choutai@city.isa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ノウサギ、カラス、カワラバト、スズメ、カモ、タヌキ、アナグマ、カワウ、ヒヨドリ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	伊佐市一円

※カモは、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒヨドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハシロ、キンクロハシロ、スズガモ及びクマガモとする。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	21,183 千円 16.70ha
	小計	21,183 千円 16.70ha
ニホンジカ	水稻	7,826 千円 6.17ha
	豆類（大豆）	1,288 千円 4.50ha
	針葉樹（スギ・ヒノキ）	26,400 千円 9.40ha
	農産物被害：計	9,114 千円 10.67ha
	林産物被害：計	26,400 千円 9.40ha
	小計	35,514 千円 20.07ha
ニホンザル		
ノウサギ		
カラス		
カワラバト		
スズメ		
カモ		
タヌキ		
アナグマ		
カワウ		
ヒヨドリ		
合計	農産物被害：	30,297 千円 27.37ha
	林産物被害：	26,400 千円 9.40ha
	合計	56,697 千円 36.77ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 被害の傾向

【イノシシ】
当市においてイノシシの被害額は昨年度と比較すると微減しているが、6

月から11月にかけて水稲被害（畦畔を含む。）は依然として多く発生している。9月から11月にかけて水稲の生育期～収穫期であるため市内の国有林隣接地や山間部で多く発生している。イノシシに荒らされた畦畔の復旧には相当な労力がかかり農業経営の意欲減退に繋がりがねない状況である。その他、被害の報告としてはあげられていないものの、3月から5月にかけてタケノコ、飼料作物への被害や6月から11月にかけてサツマイモの食害等もある。

【ニホンジカ】

被害の状況は年間を通して発生しており、有害捕獲数は増加傾向である。水稲、大豆の食害が発生している。近年繁殖が目立ち市内全域の人家付近でも被害が発生している。

【ニホンザル】

被害の報告としてはあげられていないものの野菜及び果物の被害が発生している。湧水町、さつま町境においても被害が多発しており、隣接する本城、針持地区において群れが目撃されている。

【ノウサギ】

被害の報告としてはあげられていないものの森林木の幼齢木の食害などがある。

【カラス】

被害の報告としてはあげられていないものの大豆、水稲だけでなく、年間を通じて畜産の飼料作物や家畜に対する被害が見られ、繁殖期においては人家の窓に飛びかかるなどの被害も発生している。

【カワラバト】

被害の報告としてはあげられていないものの年間を通じて大豆等の雑穀や家畜の飼料の食害がある。また、住宅地や牛舎などに侵入し排泄物の環境汚染も見られる。

【スズメ】

被害の報告としてはあげられていないものの市内全域で8月から11月の水稲の食害が発生している。

【カモ】

被害の報告としてはあげられていないものの川内川周辺の水稲苗の踏み倒しや飼料作物の食害が発生している。

【タヌキ】

被害の報告としてはあげられていないものの果樹やトウモロコシ、民家の小菜園において作物の食害がある。捕獲数は増加傾向である。

【アナグマ】

被害の報告としてはあげられていないもののタヌキと同様であり、有害捕獲数が増加傾向である。

【カワウ】

被害の報告としてはあげられていないものの川魚の食害がある。個体が増

加傾向にあり、川内川漁協から捕獲の相談がある。
【ヒヨドリ】
被害の報告としてはあげられていないものの市内全域で被害が発生しており、住宅地においても排泄物の環境汚染も見られる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
イノシシ	21,183 千円	16.70ha	18,005 千円	14.19ha
ニホンジカ	35,514 千円	20.07ha	30,186 千円	17.05ha
ニホンザル	－		－	
ノウサギ	－		－	
カラス	－		－	
カワラバト	－		－	
スズメ	－		－	
カモ	－		－	
タヌキ	－		－	
アナグマ	－		－	
カワウ	－		－	
ヒヨドリ	－		－	
合計	56,697 千円	36.77ha	48,191 千円	31.24ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲隊を組織して市の捕獲指示により有害鳥獣捕獲を実施している。 狩猟免許取得講習会受講料の一部助成により、新規狩猟免許取得者の確保に努めている。 箱わな及びくくり罠を整備し、捕獲体制の強化を図っている。 また、市の捕獲報償費の単価を適宜見直し行っている。 【狩猟者登録数の推移】 R2年度 213人 R3年度 220人 R4年度 235人 【緊急捕獲の交付実績】	高齢化等に伴い、捕獲隊員の減少が危惧されることから、捕獲従事者の確保が急務である。 捕獲頭数は増加しているが、被害減少につながらない状況も見受けられる。 市町越境したニホンザル群れの出没情報や相談があり、隣接市町と連携した対応が必要である。

	R2年度 14,341,000円 R3年度 15,778,500円 R4年度 14,882,000円 【国庫事業(推進事業)】 狩猟免許取得事前講習会受講料助成 R2年度 8人 R3年度 16人 R4年度 33人 捕獲機材の導入 R2年度 箱わな(中) 4基 R3年度 箱わな(小) 1基 R4年度 箱わな(大) 2基 くくり罠 35本	
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	国の補助事業や市単独事業により、 中山間地区全体を囲む侵入防止柵などを導入し、被害軽減に努めている。 【国補助事業】 R2年度 ワイヤメッシュ柵 11,810m 電気柵 70,000m (14,000m × 5段) R3年度 ワイヤメッシュ柵 15,881m 電気柵 26,735m (5,347m × 5段) R4年度 ワイヤメッシュ柵 18,977m 電気柵 74,900m (14,980m × 5段) 【市単独事業】 R2年度 電気柵 15,130m (3,026m × 5段) ネット柵 1,100m R3年度 電気柵 12,815m (1,500m × 2段) (1,963m × 5段) ネット柵 530m R4年度 電気柵 該当なし 侵入防止柵の管理については、各地区 に管理組合を組織し、管理委託してい	侵入防止柵の導入につ いては、地域ぐるみで取 り組む必要がある。 依然として、鳥獣被害 軽減に向けて侵入防止柵 設置を求める声が多いた め、今後も地域ぐるみの 話し合いにより、中山間 地区を広範囲に囲む侵入 防止柵を設置していく必 要がある。 また、正しい侵入防止柵 の設置や管理ができてい ない農家もあるため、広報 紙等を利用し適正な維持 管理ができるよう周知す る必要がある。

	る。	
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	研修会を開催し、収穫残さの適正な管理や放任果樹の除去など、市民の自衛対策の周知を図っている。	依然として、放任果樹、収穫残さの処理が適正に行われていない。

(5) 今後の取組方針

侵入防止柵の設置等による鳥獣被害防止や猟友会との連携による個体数調整を行い、地域ぐるみで被害減少に努める。

(今後の計画)

- ① 地域の意識改革による被害防止体制の確立に向けて取り組む。
- ② 研修会を開催し、収穫残さの適正な管理や放任果樹の除去など、市民の自衛対策の周知を図る。
- ③ 捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策や狩猟免許取得の推進を図る。
- ④ 補助事業を活用し、広域な侵入防止柵等の設置の推進を図る。
- ⑤ 有害鳥獣処理施設の適正運営に努め、処理した獣肉の販路確保に取り組む。
- ⑥ 広報紙等で侵入防止柵の正しい設置や管理の仕方についての周知を図る。
- ⑦被害地域についてパトロールを行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲隊

市内7猟友会と連携し、伊佐市有害鳥獣対策協議会から承認を受けた有害鳥獣捕獲隊を地区毎に編成し、被害報告や被害予察に基づく捕獲活動を実施する。

○有害鳥獣捕獲隊員数 235 人（令和4年度）

【銃器 82 人、わな 153 人】

大口猟友会 : 総数 40 人【銃器 10 人、わな 30 人】
 山野猟友会 : 総数 48 人【銃器 8 人、わな 40 人】
 羽月猟友会 : 総数 38 人【銃器 19 人、わな 19 人】
 羽月西猟友会 : 総数 22 人【銃器 10 人、わな 12 人】
 西太良猟友会 : 総数 10 人【銃器 4 人、わな 6 人】
 菱刈猟友会 : 総数 51 人【銃器 21 人、わな 30 人】

本城猟友会　：総数 26 人【銃器 10 人、わな 16 人】 ※ 銃器・わなの重複者は銃器人数に含む。 鳥獣被害対策実施隊 実施隊員は農政課を中心とする農林関係の市役所職員と民間隊員（有免許者）で構成し、被害地域のパトロールや被害状況の確認を行い、被害が発生した場合は有害鳥獣捕獲隊と連携し、捕獲・追い払い活動を実施する。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6 年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ノウサギ・カラス・カワラバト・スズメ・カモ・タヌキ・アナグマ・カワウ・ヒヨドリ	捕獲隊員の後継者育成を図るため、広報紙等を活用し、狩猟講習会への参加や狩猟免許の取得を促進する。 特に、被害の多発する地区においては、農家を対象に網・わな免許取得のPRを実施する。
令和 7 年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ノウサギ・カラス・カワラバト・スズメ・カモ・タヌキ・アナグマ・カワウ・ヒヨドリ	捕獲機材の整備や捕獲技術向上のため、研修会や近隣市町村との意見交換会、一斉捕獲等を行う。 アナグマは捕獲機材が不足しているため、年次的に補充し、捕獲体制の強化に取り組む。
令和 8 年度	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ノウサギ・カラス・カワラバト・スズメ・カモ・タヌキ・アナグマ・カワウ・ヒヨドリ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① イノシシ 捕獲実績は 2 年度：695 頭、3 年度：677 頭、4 年度：816 頭であるが、中山間地域において、イノシシの生息地が拡大しており、農作物への被害は増加傾向にあることから、捕獲期間を年間通じて実施し、捕獲計画数を 1、500 頭とし、被害防止を図る。 ② ニホンジカ 捕獲実績は 2 年度：1,886 頭、3 年度：2,046 頭、4 年度：2,121 頭と捕獲頭数は増えているが、山間部を中心に多くの被害が発生していることから、捕獲期間を年間通じて実施し、捕獲計画数を 3,600 頭とし、被

害防止を図る。

③ ニホンザル

捕獲実績は2年度：1頭、3年度：1頭、4年度：0頭であるが、生息数の増加、市町境を超えた活動区域の拡大も推測され、被害増大も懸念されている。

最近では群れから外れたサルが人家に出没し、市民に危害を及ぼすこともあり、狩猟期間中でも農作物の被害が予想されることから、捕獲計画数を15頭とする。

④ ノウサギ

過去3年間の捕獲実績はないが、森林木の幼齢木の食害が発生していることから、捕獲計画数を200羽とし、被害発生時に随時対応する。

⑤ カラス

捕獲実績は2年度：113羽、3年度：47羽、4年度：17羽となっているが、今後も家畜、飼料作物への被害が予想されることから、捕獲計画数を300羽とする。

⑥ カワラバト

捕獲実績は2年度：167羽、3年度：170羽、4年度：162羽となっているが、今後も家畜、飼料作物、畜舎等施設へのふん害の被害が予想されることから、捕獲計画数を300羽とする。

⑦ スズメ

捕獲実績は2年度：0羽、3年度：4羽、4年度：1羽となっているが、水稻等への被害は継続して発生しており、農家から被害報告等もあることから、捕獲計画数を100羽とし、各猟友会、地区の状況を見て対応する。

⑧ カモ

捕獲実績は2年度：0羽、3年度：1羽、4年度：18羽となっているが、今後も水稻苗の踏み倒しや飼料作物への被害の発生が予測されることから、捕獲計画数を100羽とする。

⑨ タヌキ

捕獲実績は2年度：204頭、3年度：119頭、4年度：134頭である。

果樹や家庭菜園作物等の被害報告が増加していることから、捕獲計画数を300頭とし、被害軽減に努める。

⑩ アナグマ

捕獲実績は2年度：574頭、3年度：561頭、4年度：569頭と年度により増減があるが、野菜や果樹への被害が増加していることから、捕獲計画数を900頭とし、被害軽減に努める。

⑪ カワウ

捕獲実績は2年度：0羽、3年度：4羽、4年度：3羽であるが、川内川に生息する川魚の食害が発生しており、今後も被害の増加が予想さ

れることから、捕獲計画数を100羽とする。

⑫ ヒヨドリ

捕獲実績は2年度：0羽、3年度：0羽、4年度：8羽であるが、果樹や野菜への被害は継続して発生しており、農家からの被害報告等もあることから、捕獲計画数を100羽とし、各猟友会、地区の状況を見て対応する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	1,500 頭	1,500 頭	1,500 頭
ニホンジカ	3,600 頭	3,600 頭	3,600 頭
ニホンザル	15 頭	15 頭	15 頭
ノウサギ	200 羽	200 羽	200 羽
カラス	300 羽	300 羽	300 羽
カワラバト	300 羽	300 羽	300 羽
スズメ	100 羽	100 羽	100 羽
カモ	100 羽	100 羽	100 羽
タヌキ	300 頭	300 頭	300 頭
アナグマ	900 頭	900 頭	900 頭
カワウ	100 羽	100 羽	100 羽
ヒヨドリ	100 羽	100 羽	100 羽

捕獲等の取組内容

【捕獲の手段】

- ・市内全域で、捕獲隊により、銃器、わなを使用し捕獲を実施。
- ・実施隊によるパトロールを行う。

【実施時期】

イノシシ、ニホンジカ、サルは通年、その他獣種については4月1日～10月31日の期間において実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

・市単独事業

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵 32,000m (1,000m×2段) (6,000m×5段)	電気柵 32,000m (1,000m×2段) (6,000m×5段)	電気柵 32,000m (1,000m×2段) (6,000m×5段)

・県補助事業（国庫事業）

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 20,000m 電気柵 25,000m (5,000m×5段)	ワイヤーメッシュ柵 20,000m 電気柵 25,000m (5,000m×5段)	ワイヤーメッシュ柵 20,000m 電気柵 25,000m (5,000m×5段)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ	設置後に見回りを実施し、侵入防止柵周辺の除草、地際対策など維持管理に関する指導・助言を行う。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ・ニホンジカ ・ニホンザル・ノウサギ・カラス・カワラバト・スズメ・カモ・タヌキ・アナグマ・カワウ・ヒヨドリ	イノシシ・ニホンジカについては、侵入防止柵を整備計画に基づき整備する。 ニホンザルについては、農家など地域住民に習性を理解してもらい、集落単位で追い払いなどの取組ができるように体制づくりを推進する。 その他鳥獣については、被害の対処法について助言を行う。 生息環境管理（放任果樹の除去等の取組等）の取組については、講習会を開催し、収穫残さの適正な管理や放任果樹の除去など、自衛対策の周知を図る。
令和7年度	イノシシ・ニホンジカ ・ニホンザル・ノウサギ・カラス・カワラバト・スズメ・カモ・タヌキ・アナグマ・カワウ・ヒヨドリ	
令和8年度	イノシシ・ニホンジカ ・ニホンザル・ノウサギ・カラス・カワラバト・スズメ・カモ・タ	

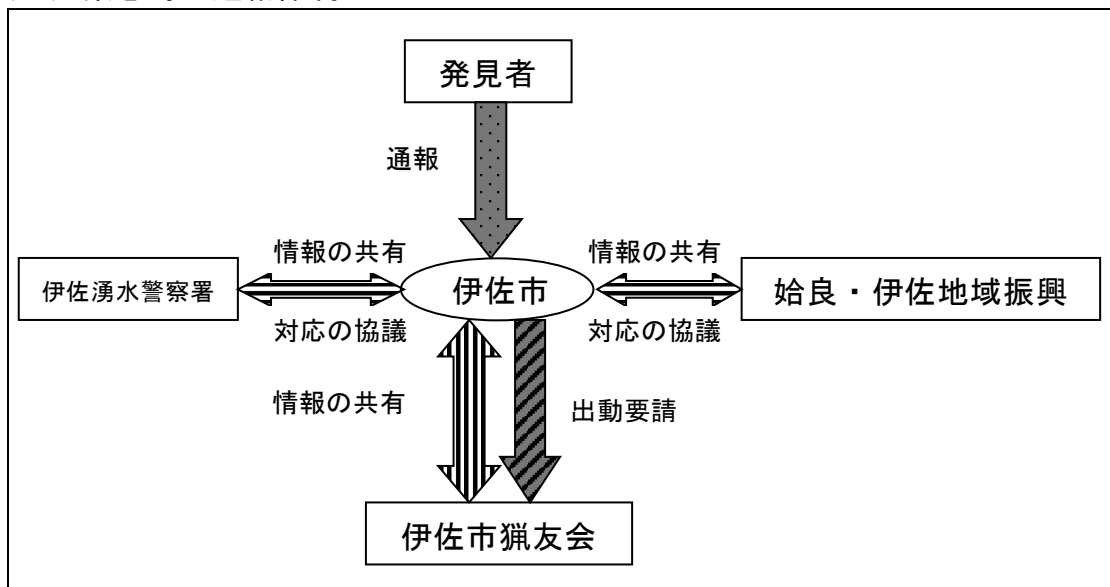
	ヌキ・アナグマ・カワ ウ・ヒヨドリ
--	----------------------

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
伊佐市役所農政課 (伊佐市鳥獣被害対策実施隊)	伊佐市民から鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害連絡があった場合は、直ちに関係機関(警察署・猟友会・実施隊民間隊員)と連絡調整を行い、住民の安全確保と対象鳥獣の捕獲に努める。
始良・伊佐地域振興局農林水産部農政普及課	関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
伊佐湧水警察署	市民から要請を受け、直ちに現場に直行し住民の安全確保に努める。
伊佐市猟友会	7 猟友会のうち、その区域の猟友会長は市からの出動要請後、直ちに現場に直行し対象鳥獣の捕獲に努める。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設などの処分を行うこととする。
 なお、イノシシ、シカについては、捕獲した個体を有効活用するために伊佐市有害鳥獣処理施設へ搬入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	一部のイノシシ・シカについては、伊佐市有害鳥獣処理施設において、解体処理し、精肉は食品衛生法の許可を得て市内の直売所（ニシムタ・まごし市場）などで販売する。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

処理施設運営委員会（6人）により運営し、年間の計画並びに実績報告を行う。				
【処理頭数実績】				
令和2年度	イノシシ	20頭	シカ	39頭
令和3年度	イノシシ	22頭	シカ	54頭
令和4年度	イノシシ	2頭		
【目標処理頭数】				
令和6年度	イノシシ	10頭	シカ	30頭
令和7年度	イノシシ	20頭	シカ	40頭
令和8年度	イノシシ	30頭	シカ	50頭
野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針に基づき、狩猟から食肉処理、販売に至るまでの各段階において記録し、保存する。また、HACCPに基づく衛生管理を行う。				
施設搬入者に2,000円加算				

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

関係機関及び団体が主催する研修会等に参加し人材育成を図る。
若手の人材育成を推進するため、研修会の開催や関係機関が実施する研修会に参加を促す。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊佐市有害鳥獣対策協議会
--------	--------------

構成機関の名称	役割
伊佐市役所農政課 (伊佐市鳥獣被害実施隊)	事務局を担当し、協議会に関する事務連絡を行う。また、農林業関係者による実施隊を編成し、現地パトロールや被害調査、被害対策の推進を行う。
北さつま農業協同組合	対象地域を巡回し、営農(技術)指導や情報提供、被害防止技術の情報交換などを行う。
かごしま中部農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
伊佐森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
伊佐湧水警察署	狩猟事故防止に関する情報提供を行う。
北薩森林管理署	国有林に関する情報提供や被害防止技術の情報交換などを行う。
猟友会(大口・山野・羽月・羽月西・西太良・菱刈・本城猟友会)	有害鳥獣関連情報の提供や鳥獣の捕獲の実施を行う。
伊佐市鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供や鳥獣の保護に関する業務を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県農村振興課	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な連携を図る。
鹿児島県自然保護課	有害鳥獣関連情報の提供並びに野生生物の管理に関する情報提供。 捕獲の新技术に関する情報提供、その他必要な連携を図る。
始良・伊佐地域振興局	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な連携を図る。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成20年11月1日(民間隊員設置：平成29年2月1日)
構成：市職員23人(うち狩猟免許保持者1人)
目的：有害鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置その他伊佐市鳥獣被害防止計画に基づく取組を適切に実施することを目的とする。
活動内容：被害防止に対する企画立案、鳥獣の発生状況及び被害発生時期の調査並びに分析、鳥獣被害防止技術などの向上及び普及指導

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

中山間地域においては、集落で電気柵等の侵入防止柵の設置や管理、地区周辺の見回り等に取り組む。
狩猟免許取得講習会費用の補助を行い、狩猟免許取得者の確保を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

高齢化による有害鳥獣捕獲隊員の減少が懸念されることから、狩猟免許所持者（有害鳥獣捕獲隊員）を確保するための広報活動等に取り組む。また、被害防止対策に関して、始良・伊佐地域振興局と連携して情報交換会や現地研修会を開催する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成 20 年度（１期）	—
平成 24 年度（２期）	平成 24 年 8 月 24 日
平成 26 年度（３期）	平成 27 年 3 月 30 日
平成 29 年度（４期）	平成 30 年 3 月 23 日
令和 2 年度（５期）	令和 3 年 3 月 31 日
令和 5 年度（６期）	令和 6 年 3 月 29 日